

本日の会議に付した事件

令和7年第1回山元町議会定例会（第5日目）

令和7年3月21日（金）午前10時

- | | | |
|--------|------------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 2 | 報告第 1 号 | 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解） |
| 日程第 3 | 議案第 6 号 | 山元町職員の育児休業等に関する条例及び山元町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 4 | 議案第 7 号 | 山元町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 5 | 議案第 8 号 | 山元町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 6 | 議案第 9 号 | 山元町職員の給与に関する条例及び山元町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 7 | 議案第 10 号 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 |
| 日程第 8 | 議案第 11 号 | 山元町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 9 | 議案第 12 号 | 山元町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 10 | 議案第 13 号 | 山元町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 11 | 議案第 14 号 | 山元町子育て支援センター条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 12 | 議案第 15 号 | 山元町公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 13 | 議案第 16 号 | 山元町深山山麓少年の森設置条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 14 | 議案第 17 号 | 公の施設の指定管理者の指定について |
| 日程第 15 | 議案第 18 号 | 権利の放棄について（町営住宅家賃債権） |
| 日程第 16 | 議案第 19 号 | 権利の放棄について（町営住宅家賃債権） |
| 日程第 17 | 議案第 20 号 | 令和6年度山元町一般会計補正予算（第6号） |
| 日程第 18 | 議案第 21 号 | 令和6年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号） |
| 日程第 19 | 議案第 22 号 | 令和6年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第 20 | 議案第 23 号 | 令和6年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第5号） |
| 日程第 21 | 議案第 24 号 | 令和6年度山元町水道事業会計補正予算（第4号） |
| 日程第 22 | 議案第 25 号 | 令和6年度山元町下水道事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第 23 | 同意第 1 号 | 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第 24 | 諮問第 1 号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第 25 | 諮問第 2 号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第 26 | 委発第 1 号 | 山元町議会議員の請負の状況の公表に関する条例 |
| 日程第 27 | 委発第 2 号 | 山元町議会委員会条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 28 | 委発第 3 号 | 山元町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例 |

日程第 2 9 議案第 2 6 号 令和 7 年度山元町一般会計予算（委員長報告）
日程第 3 0 議案第 2 7 号 令和 7 年度山元町国民健康保険事業特別会計予算（委員長報告）
日程第 3 1 議案第 2 8 号 令和 7 年度山元町後期高齢者医療特別会計予算（委員長報告）
日程第 3 2 議案第 2 9 号 令和 7 年度山元町介護保険事業特別会計予算（委員長報告）
日程第 3 3 議案第 3 0 号 令和 7 年度山元町水道事業会計予算（委員長報告）
日程第 3 4 議案第 3 1 号 令和 7 年度山元町下水道事業会計予算（委員長報告）
日程第 3 5 閉会中の継続調査申出について
日程第 3 6 委員会審査期限延期の件

午前 1 0 時 0 0 分 開 議

議 長（菊地康彦君）ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議 長（菊地康彦君）日程第 1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第 1 2 4 条の規定により、8 番品堀栄洋君、9 番岩佐秀一君を指名します。

議 長（菊地康彦君）これから議長諸報告を行います。

議長諸報告は、お手元に配付のとおりでありますので、ご覧願います。

議長諸報告を終わります。

議 長（菊地康彦君）日程第 2．報告第 1 号を議題とします。

本案について報告を求めます。

農林水産課長（村上 卓君）はい、議長。それでは、報告第 1 号専決処分の報告についてご報告申し上げます。

提案理由でございますが、賠償額の決定及び和解について地方自治法の規定に基づき専決処分したので、これを報告するものであります。

2 枚目の専決処分書をお開きください。

内容でございます。

町は、令和 6 年 1 1 月 8 日に、山元町山寺字雁田 7 0 番 2 地先道路で発生した自動車損傷事故に関し、損害賠償の額を定め和解することについて、次のとおり決定したものであります。

1、相手方の住所及び氏名は、記載のとおりであります。

2、事故の概要でございますが、令和 6 年 1 1 月 8 日午後 2 時 4 0 分頃、山元町山寺字雁田 7 0 番 2 地先道路において、町道 1 7 号いちご街道線を走行していた相手方の自動車に町道ののり面除草作業中の飛び石が当たり、フロントガラスが損傷したものであります。

3、損害賠償の額、その他和解事項でございます。

1、町は相手方に対し、本件事故の損害賠償として、総損害額の 1 0 0 パーセントに相当する金 1 6 万 4, 4 1 7 円を支払うことを認め、これを相手方の口座に送金して支

払う。

2、相手方及び町は、本件事故については以上で解決し、ほかに何ら債権債務のないことを確認する。

以上で、報告第1号の報告を終わります。

議長（菊地康彦君）報告第1号専決処分の報告について、損害賠償の決定及び和解を終わります。

議長（菊地康彦君）日程第3．議案第6号を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。それでは、議案第6号山元町職員の育児休業等に関する条例及び山元町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由ですが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

資料No.2、条例議案の概要及び新旧対照表をご覧ください。

1の改正内容ですが、第1条として、山元町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、改正点が1点ございます。

部分休業の取得形態を追加するもので、議案の概要のイメージ図にあるとおり、現行では1日につき2時間の育児休暇を規定しておりますが、改正後は選択制とし、1日につき2時間の取得または1年につき10日相当の範囲内での休暇を取得することができるよう規定するものでございます。

次に、第2条として、山元町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてですが、こちらの改正点は2点ございます。

1つ目は、育児または介護を行う職員の時間外勤務の制限の要件緩和でございます。

具体には、①にありますように、時間外勤務の制限対象となる職員の範囲を、3歳に満たない子のある職員から小学校就学前の時期に達するまでの子のある職員に拡大するものでございます。

2つ目は、仕事と介護の両立支援制度に関する周知体制の整備強化などを新たに規定するものです。

アについてですが、職員が家族の介護に直面した旨の相談を受けたときには、この制度を周知するとともに、利用の意向を確認する旨規定するものでございます。

イについては、早期にこの制度を職員に対して周知しなければならない旨を規定するものでございます。

ウについては、この制度に係る研修、相談体制など、環境を整備することを規定するものでございます。

なお、施行期日ですが、令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第6号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。——質疑はありますか。

3番遠藤龍之君の質疑を許します。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。この説明資料の中の、改正後の部分休業のイメージというところ

ろの、改正後の２時間、下の①の１日につき２時間の範囲内で取得可という、その下の説明、「２時間以上（１日単位で取得することも可）」と、これどういうふうに理解をすればいいのかお尋ねします。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。現行が１日につき２時間、こちらは変わりがございませんので、新たに追加するものとして、②のところを見ていただきたいと思いますけども、１年につき１０日相当ですので、７．７５掛ける２０日、２０日ではない、すみません。７．７５掛ける１０日相当の範囲ということですので、最大で、１日であれば丸１日休むこともできますが、それが１０日相当分ということで解釈していただければと思います。

選択制ですので、１日につき２時間か、１日最大とすることもできますけども、それを１０日相当分ということで、選択制を用いるということになります。よろしくお願いします。

議長（菊地康彦君）そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから議案第６号山元町職員の育児休業等に関する条例及び山元町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議案第６号は原案のとおり可決されました。

議長（菊地康彦君）日程第４．議案第７号を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。それでは、議案第７号山元町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由ですが、人事院勧告に基づく国家公務員の給与の改定に準拠し、特別職の給料月額の改定を行うため提案するものでございます。

資料№３、条例議案の概要及び新旧対照表をご覧ください。

１の改正内容ですが、町長及び副町長については、人事院勧告に基づく国の指定職員の改定に準じて、給料月額を１．１パーセント引上げるものです。なお、１，０００円未満は四捨五入いたします。

次に、教育長については、町長及び副町長と同様に、人事院勧告に基づく国の指定職員の改定に準じて、給料月額を１．１パーセント引上げることに加えて、教育長の給料月額が近隣自治体と比較して低く、近隣自治体の平均程度まで引上げるものでございます。

なお、2月17日に特別職給料等審議会を開催し意見を聴取したところ、提案の町長、副町長及び教育長の給料月額について、今回提案の給料月額に改定すべきとの意見をいただいているところでございます。

次に、2の施行期日ですが、令和7年4月1日から施行とするものでございます。
以上で、議案第7号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議 長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議 長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議 長（菊地康彦君）これから議案第7号山元町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議案第7号は原案のとおり可決されました。

議 長（菊地康彦君）日程第5．議案第8号を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。それでは、議案第8号山元町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由ですが、人事院勧告に基づく国家公務員の給与の改定に準拠した町の特別職の給料等の取扱いと議会議員の報酬との整合性を図るべく、所要の改正を行うため提案するものでございます。

資料No.4、条例議案の概要及び新旧対照表をご覧ください。

1の改正内容ですが、議長、副議長及び議会議員については、町の特別職の給料月額改正との整合性を図るべく、給料月額を1.1パーセント引上げるものです。なお、1,000円未満は四捨五入いたします。

なお、これらの改正内容は、先ほどと同様に、2月17日に特別職給料等審議会を開催し意見を聴取したところ、提案の議長、副議長及び議会議員の給料月額について、今回提案の給料月額に改定すべきとの意見をいただいているところでございます。

次に、2の施行期日ですが、令和7年4月1日から施行とするものでございます。

以上で、議案第8号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議 長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議 長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議 長（菊地康彦君）これから議案第 8 号山元町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

議 長（菊地康彦君）日程第 6．議案第 9 号を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。それでは、議案第 9 号山元町職員の給与に関する条例及び山元町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由ですが、人事院の国会及び内閣に対する令和 6 年 8 月 8 日付の国家公務員の給与の改定に関する勧告の趣旨を踏まえ、本町職員の諸手当等の改定を行うため提案するものでございます。

資料 No. 5、条例議案の概要及び新旧対照表をご覧ください。

1 の改正内容ですが、令和 6 年 1 2 月議会定例会に提案した一部改正条例において、初任給をはじめ若年層が在職する号俸を中心に引上げを行いましたが、これに加え、現下の人事管理上の重点課題に対応するため、給料及び諸手当について見直しを図り、包括的に給与制度を整備するものでございます。

改正点の 1 つ目は、諸手当の改定でございます。

諸手当の 1 つ目、①でございますが、配偶者に係る手当を 2 年間で段階的に減額し、令和 8 年度に廃止することとなります。子 1 人当たりの扶養手当を 2 年間で段階的に減額し、令和 8 年度においては現行よりも 3, 0 0 0 円増の 1 万 3, 0 0 0 円とするものです。失礼いたしました。ただいま減額と申し上げましたが、訂正させていただきます。扶養手当を 2 年間で段階的に増額でございます。令和 8 年度においては、現行よりも 3, 0 0 0 円増の 1 万 3, 0 0 0 円とするものでございます。

次に、諸手当の 2 つ目、②においては、地域手当を都道府県単位とし、級地を 7 段階から 5 段階に削減します。

参考までに、宮城県は仙台市と多賀城市での勤務が該当いたします。

諸手当の 3 つ目でございますが、管理職員特別勤務手当でございます。災害等緊急時の平日深夜に係る管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯を拡大し、現行の午前零時から午前 5 時までを、改正後は午後 1 0 時から翌日の午前 5 時までとするものでございます。

諸手当の４つ目ですが、単身赴任手当の改正でございます。採用に伴い、単身赴任手当の支給要件を満たした職員に対し手当を支給することといたします。

諸手当の５つ目は、定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員に対する手当の支給見直しで、新たに地域手当と住居手当を支給対象とするものです。

次は、改正点の２つ目、給料表の改定については、若手や中堅クラスの優秀な職員の早期昇格時や民間人材等の採用時の給与を改善し、職務・職責をより重視した俸給体系とするため、行政職給料表３級以上の初号近辺の号俸をカットし、初号の額を引上げつつ、職務の級間の重なりを解消し、昇格時の給料表の上昇幅を拡大するものです。

裏面をお願いします。

主な事例としまして、①ですが、３級１号俸では４，０００円の引上げを行います。②については、現行の２級２１号俸の職員が、昇格時には３級５号俸となりますが、給料表の改正に伴い、３級５号俸が４，０００円引上げとなりますので、昇格時の昇給幅も拡大することとなります。

次に、山元町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてですが、山元町職員の給与に関する条例の一部改正に合わせた内容とするものです。

２の施行期日等ですが、令和７年４月１日から施行するものでございます。

（２）ですが、地方公務員法の一部を改正する法律が改正されたことに伴って、条項のずれが生じた山元町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、山元町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例及び山元町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をそれぞれ新旧対照表のとおり改めるものでございます。

以上で、議案第９号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

議 長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

１２番伊藤貞悦君の質疑を許します。

１２番（伊藤貞悦君）はい、議長。改正内容の（１）諸手当の改定、①扶養手当。配偶者に係る手当を廃止し、いわゆる配偶者手当をなくする。その次に、子に係る手当を増額、最終的には２年間で段階的に実施していくというふうにあります。トータルでは手取り額が減るわけですね。そういうふう理解してよろしいかどうか。

例えば、現行は１万６，５００円、令和７年度は１万４，５００円、令和８年度は１万３，０００円。一家庭について、それだけの支出になって、トータルで減っていくというふう理解していいのかわかるか伺います。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。ただいま扶養手当の質問でございますが、確かに手当としての扶養手当、配偶者に対する扶養手当、子に対する扶養手当、こちらに限って考えれば減額となりますが、昨年１２月の条例改正でお認めいただいたとおり、号俸が改め、給与給料表が改められて、かなりのベースアップが図られておりますので、扶養手当が減額されても、ベースアップ分で、収入を全体的に見れば増加になってるかと思いますので、その辺については減額ということではないかと考えております。

議 長（菊地康彦君）よろしいですか。そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）これで質疑を終わります。

議 長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議 長（菊地康彦君）これから議案第 9 号山元町職員の給与に関する条例及び山元町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

議 長（菊地康彦君）日程第 7. 議案第 10 号を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。それでは、議案第 10 号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてご説明申し上げます。

提案理由ですが、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため提案するものでございます。

資料 No. 6、条例議案の概要及び新旧対照表をご覧ください。

1 の改正内容ですが、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い懲役及び禁錮を廃止、これらに代えて拘禁刑が創設されることから、条例中で懲役及び禁錮を改めるとともに、所要の経過措置を設けるものでございます。

なお、今回の条例の提案に当たっては、検察庁との協議を行った上で、承認を得て提案している旨申し添えさせていただきます。

条例議案の概要、中段の表をご覧ください。

第 1 条では山元町職員の給与に関する条例を、第 2 条では山元町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例を、第 3 条では山元町礼遇に関する条例を、第 4 条では山元町情報公開・個人情報保護審査会条例を、第 5 条では山元町議会の個人情報の保護に関する条例を廃止する、懲役、禁錮を拘禁刑に改める旨規定するものでございます。

なお、これらの条例の施行期日を令和 7 年 6 月 1 日とするものです。

以上で、議案第 10 号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議 長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから議案第１０号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議案第１０号は原案のとおり可決されました。

議長（菊地康彦君）日程第８．議案第１１号を議題とします。

本案について説明を求めます。

税務課長（大和田紀子君）はい、議長。議案第１１号山元町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由ですが、国民健康保険事業特別会計の安定した運営を図り、財政主体である県へ支払う事業費納付金に要する財源を満たす税率に改めるため提案するものであります。

資料№７、条例議案の概要及び新旧対照表をご覧ください。

資料１、改正内容の表をご覧ください。

左側から区分、太枠で囲んだ部分が改正後の税率、改正前が現行税率、一番右側が改正後と改正前の差となっております。上から基礎課税分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、合計となっております。

一番下の合計欄の改正後の欄をご覧ください。

所得に応じてかかる所得割額が１．３パーセントの増で１２．４パーセント。加入者１人当たりにかかる被保険者均等割額が７，５００円の増で５万４，０００円。１世帯当たりにかかる世帯平等割額が４，５００円の増で３万３，５００円とする改正であります。

なお、１８歳までの被保険者の均等割額については、子育て世帯の負担軽減の観点から、引き続き免除を継続いたします。

２、施行期日等は、令和７年４月１日から施行し、令和７年度以後の国民健康保険税に適用するものであります。

裏面をお開きください。

収入別負担額の比較になります。上半分が１人世帯、下半分が２人世帯の国保税の軽減ごとの比較となっております。加入世帯の割合としましては、１人世帯が６２．５パーセント、２人世帯が２８．７パーセント、１人世帯と２人世帯の合計で９１．２パーセントとなっております。軽減世帯については、全世帯中７割軽減が３１．１パーセント、５割軽減が１８．５パーセント、２割軽減が１２．０パーセントで、全世帯中６１．５パーセントがいずれかの軽減に該当いたしております。

以上で、議案第１１号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議 長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議 長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議 長（菊地康彦君）これから議案第 11 号山元町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

議 長（菊地康彦君）日程第 9. 議案第 12 号を議題とします。

本案について説明を求めます。

子育て定住推進課長（佐藤睦美君）はい、議長。議案第 12 号山元町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令及び子ども子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令の施行等に伴い所要の改正を行うため提案するものであります。

資料No. 8、条例議案の概要及び新旧対照表をご覧ください。

主な改正内容ですが、第 7 条第 1 項から第 7 項、保育所等との連携ですが、幼稚園等の連携施設の確保が著しく困難な場合は、この幼稚園等の連携施設を確保しないことができることとするものです。

第 8 条、安全計画の策定等ですが、施設を利用する乳幼児の安全の確保を図るため、これに関する計画の策定を義務づけるものであります。

第 8 条の 3、自動車を運行する場合の所在の確認を新たに規定するものです。

第 17 条第 1 項第 2 号、食事提供の特例として、栄養士の免許を有さない管理栄養士を配置した場合についても同要件を満たすことができるように改正するものであります。

最後に、附則第 3 条に規定する連携施設の確保が著しく困難であって、適切な支援を行うことができると町が認める場合は、連携施設の確保をしないことができるとする連携施設経過措置を延長し、設備運営基準の施行日から 15 年を経過する日とするものです。

なお、施行期日は令和 7 年 4 月 1 日とするものです。

以上で、議案第 12 号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議 長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議 長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議 長（菊地康彦君）これから議案第 12 号山元町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議案第 12 号は原案のとおり可決されました。

議 長（菊地康彦君）日程第 10. 議案第 13 号を議題とします。

本案について説明を求めます。

子育て定住推進課長（佐藤睦美君）はい、議長。議案第 13 号山元町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、子ども子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令の施行等に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

資料No.9、条例議案の概要及び新旧対照表をご覧ください。

主な改正内容ですが、第 23 条、施設の重要事項について、書面掲示のみを指定しておりましたが、インターネットを利用して閲覧に供しなければならないこととするものです。

第 42 条第 1 項から第 11 項、家庭的保育事業等による保育内容支援の提供に係る連携施設及び代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難と認める場合であり、要件を満たす場合は、連携施設を確保しないことができるとするものです。

第 53 条第 1 項から第 6 項は、電磁記録等について新たに規定するものです。

附則第 5 条、連携施設に関する経過措置において、特定地域型保育事業者が、連携施設の確保が著しく困難であって、適切な支援を行うことができると町が認める場合は、経過措置の期限を、設備運営基準の施行日から 15 年を経過する日とするものです。

施行期日は令和 7 年 4 月 1 日となります。

以上で、議案第 13 号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議 長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議 長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議 長（菊地康彦君）これから議案第 13 号山元町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議案第 13 号は原案のとおり可決しました。

議 長（菊地康彦君）日程第 11. 議案第 14 号を議題とします。

本案について説明を求めます。

子育て定住推進課長（佐藤睦美君）はい、議長。議案第 14 号山元町子育て支援センター条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、本町に新たに幼保連携型認定こども園が開設されることに伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

資料No.10、条例議案の概要及び新旧対照表をご覧ください。

改正内容ですが、認定こども園が新たに開設されることに伴い、第 4 条第 2 号において記載のとおり、認定こども園の文言を追加するものです。

なお、施行期日は令和 7 年 4 月 1 日とするものです。

以上で、議案第 14 号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議 長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議 長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議 長（菊地康彦君）これから議案第 14 号山元町子育て支援センター条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議案第 14 号は原案のとおり可決されました。

議 長（菊地康彦君）日程第 12. 議案第 15 号を議題とします。

本案について説明を求めます。

上下水道事業所長（富樫 誠君）はい、議長。議案第15号山元町公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、行政組織機構の再編に伴い、公営企業管理者の権限に属する所要の改正を行うため提案するものであります。

資料No.11、条例議案の概要及び新旧対照表をご覧ください。

1、改正内容は、第3条第2項中の上下水道事業所を建設水道課に改めるものであります。

2、施行期日は、令和7年4月1日からとなります。

以上で、議案第15号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから議案第15号山元町公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議案第15号は原案のとおり可決されました。

議長（菊地康彦君）日程第13、議案第16号を議題とします。

本案について説明を求めます。

生涯学習課長（伊藤孝浩君）はい、議長。議案第16号山元町深山山麓少年の森設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、山元町深山山麓少年の森の拡張改修事業に伴い、施設及び使用料について所要の改正を行うため提案するものであります。

資料No.12、条例議案の概要及び新旧対照表をご覧ください。

1、主な改正内容についてですが、第4条については少年の森の施設を定めており、拡張改修事業に伴い施設の新設等を行いましたので、改正いたします。

最初に、改正前の1のマウンテンバイクコース及びBMXコースについては、現在の利用状況等を踏まえ、BMXコースは改修し整備したことや、マウンテンバイクコースは廃止し、そのコースをトレッキングコースとして見直したことから、改正後のように見直しをしております。

2の少年の森交流センターについては、現行のとおりです。

改正前の3の多目的広場については、広場を拡張し、バーベキュー広場、イベント広場、芝生広場として整備するとともに、遊び場に人工芝そり滑りを設置することから、改正後のように見直ししております。

4、遊歩道、5、水生植物園は現行のとおりです。

その他の施設内にある施設につきましては、その他附属施設として整理し定めております。

次に、別表第9条関係については、施設の使用料を定めております。

BMXコース、BMXの貸出しについては、改正はありません。

そりについては、人工芝そり滑りの設置に伴いそりの貸出しを行うことから、その使用料を中学生以下で町民は1日当たり100円、町民以外は200円、高校生以上で町民は1日当たり200円、町民以外は400円といたします。

バーベキューコンロについては、バーベキュー広場の整備に伴い貸出しを行うことから、その使用料を、年齢層の区分は設けず、1日当たり町民は500円、町民以外は1,000円といたします。

交流センターにある研修室については、ほかの施設同様年齢層の区分は設けず、1時間当たり町民は100円、町民以外は200円に見直しいたします。

概要書の裏面をご覧ください。

引き続き、研修室についてですが、ほかの施設に倣い、目的外使用の項目を廃止し、興行目的に使用する場合は使用料に5を乗じて得た額といたします。なお、ほかの施設使用料についても、表の下の注意書きにあるとおり、興行目的に使用する場合は、使用料に5を乗じて得た額といたします。

シャワー室については、1回当たり町民は100円、町民以外は200円とし、注意書きにあるとおり1回当たり15分を限度といたします。

バーベキュー広場については、1区画1日当たり町民は500円、町民以外は1,000円とし、注意書きにあるとおり、使用時間は午前10時から午後4時までといたします。

表に戻っていただきまして、2、施行期日のほうは令和7年4月25日となります。

以上で議案第16号の説明を終わります。よろしくようお願い申し上げます。

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから議案第16号山元町深山山麓少年の森設置条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議案第16号は原案のとおり可決されました。

議長（菊地康彦君）日程第14．議案第17号を議題とします。

本案について説明を求めます。

生涯学習課長（伊藤孝浩君）はい、議長。議案第17号公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、山元町深山山麓少年の森設置条例の規定により、山元町深山山麓少年の森施設の管理を指定管理者に行わせるため、山元町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定に基づき当該候補者を選定したので、地方自治法の規定により提案するものであります。

資料No.13、議案の概要をご覧ください。

1、施設の概要についてですが、名称は山元町深山山麓少年の森。所在は山元町山寺字新山85番地ほか。設置目的としては、農村多目的広場として、自然景観を兼ね備えたレクリエーション施設等を活用し、農業の振興を図り、もって近郊都市住民との交流の場に資するため、少年の森を設置するものであります。

施設整備等については、1つ目として、山元町深山山麓少年の森及び敷地一式（外溝含む）。2つ目として、山元町深山山麓少年の森に附属する備品、設備等一式になります。

2、指定管理者の指定をする団体についてですが、所在は山元町山寺字涌沢65番地、名称は山寺深山愛林会、現在の会員数は25名であります。代表者名は会長伊藤久光であります。

3、指定管理者が行う業務の範囲についてですが、1つ目として、施設の維持管理に関する業務。2つ目として、施設の使用料の取扱いに関する業務。3つ目として、前後のほかイベント開催等、交流人口拡大に資する業務ほかになります。

4、指定の期間についてですが、令和7年4月25日から令和10年3月31日までとなります。

以上で議案第17号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから議案第17号公の施設の指定管理者の指定についてを採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議案第17号は原案のとおり可決されました。

議長（菊地康彦君）日程第15．議案第18号及び日程第16．議案第19号の2件を一括議題とします。

本件について説明を求めます。

建設課長（山本勝也君）はい、議長。議案第18号権利の放棄についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、債権の適正な管理を図るため、町営住宅の家賃に係る債権を放棄する必要があることから提案するものであります。

1の債権の内容ですが、山元町町営住宅条例に基づく町営住宅家賃となります。

2の債務者及び放棄する債権の額ですが、記載のとおりとなります。

3の放棄の理由ですが、本債権については、債務者が死亡し、生存する相続人全員が民法第939条の規定により相続放棄を行い、債務承継者である債務者としての責任を逃れていることから、回収が不可能であるためとなります。

以上で、議案第18号の説明を終わります。

続きまして、議案第19号権利の放棄についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、債権の適正な管理を図るため、町営住宅の家賃に係る債権を放棄する必要があることから提案するものであります。

1の債権の内容ですが、山元町町営住宅条例に基づく町営住宅家賃。

2の債務者及び放棄する債権の額ですが、記載のとおりとなります。

3の放棄の理由ですが、本債権については、債務者が裁判所に自己破産を申立て、令和6年5月22日に免責許可の決定がされたことから、請求権が消滅したためです。

以上で、議案第19号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議長（菊地康彦君）これから議案第18号及び議案第19号の質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから議案第18号権利の放棄についての討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから議案第18号権利の放棄について（町営住宅家賃債権）を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議案第18号は原案のとおり可決されました。

議長（菊地康彦君）これから議案第19号権利の放棄について（町営住宅家賃債権）の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから議案第19号権利の放棄について（町営住宅家賃債権）を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議案第19号は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。再開は11時5分、11時5分であります。

午前10時52分 休 憩

午前11時05分 再 開

議長（菊地康彦君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（菊地康彦君）日程第17．議案第20号を議題とします。

本案について説明を求めます。

企画財政課長（大和田 敦君）はい、議長。それでは議案第20号令和6年度山元町一般会計補正予算（第6号）についてご説明いたします。

初めに、今回の補正の規模でございますが、歳入歳出それぞれ2億9,382万7,000円を減額し総額を84億4,657万円とするものでございます。

補正の大まかな内容でございますが、まず歳出予算につきましては、各種事業費の確定に伴い不用と見込まれる予算について減額しております。また、年度末までの執行を精査し、不足が見込まれる予算については増額してございます。

次に、歳入予算でございますが、歳出予算の増減により補助金等を加減したほか、地方交付税や財産収入の確定に伴い、財政調整基金をはじめとする各種基金からの取崩し額を減額し、町債の発行についても整理するものでございます。

それでは、歳出予算からご説明いたしますが、委託料ですとか工事請負費など請け差により減額する科目につきましては、一部説明を省略しますことをご了承願います。

13ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費になります。

5目財産管理費ですが、説明欄に記載のとおり、財政調整基金をはじめとする5本の基金について、利子の確定に伴い、それぞれの基金に積み立てるものでございます。

6目企画費のうち12節委託料及び18節負担金補助及び交付金ですが、地域おこし協力隊について、1名分の経費を減額するものでございます。

24節積立金ですが、このうちまち・ひと・しごと創生推進基金への積立金100万円については、企業版ふるさと納税寄附金を頂戴しましたことから積み立てるものがございます。

14ページをお開き願います。

7目情報管理費のうち18節負担金補助及び交付金ですが、自治体DXを推進するに当たり、民間企業等から専門人材の派遣を計画してございましたが、当初計画した人数の確保に至らなかったため減額するものがございます。

23目住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金については、昨年国の物価高騰対策として創設されたものであります。対象世帯宛給付金を交付し、事業費が確定しましたことから減額するものであります。

24目定額減税調整給付金ですが、減税額の上限額に達しない納税者に対し、その差額を交付するものであり、こちらも給付額が確定したため、システム開発費用の請け差と合わせ減額するものがございます。

3款民生費1項社会福祉費になります。

1目社会福祉総務費ですが、国民健康保険事業特別会計における決算見込みにより、同会計の繰出金を減額するものがございます。

4目障害福祉費に計上しております自立支援介護訓練等給付金につきましては、昨年の第4回定例会において補正予算を可決いただいたところでございますが、さらなる給付が見込まれますことから1,500万円を増額するものがございます。

3款民生費2項児童福祉費2目児童措置費ですが、2款総務費でご説明いたしました住民税非課税世帯等給付金の交付世帯に対し、18歳以下の児童数に応じ交付するものであり、こちらも交付額の確定により減額するものがございます。

16ページをお開き願います。

4款衛生費1項保健衛生費になります。

2目予備費のうち12節委託料につきましては、新型コロナウイルスワクチンの定期接種に係る委託料になりますが、接種者が見込みを下回ったため減額するものがございます。

22節償還金利子及び割引料ですが、令和5年度における新型コロナウイルスワクチン接種に係る国の負担金等を返還するものであり、754万9,000円を措置してございます。

7目健康増進費のうち12節委託料ですが、がん検診をはじめとする各種健康診断を委託するものであり、受診者が見込みを下回ったため減額するものであります。

6款農林水産業費1項農業費5目農地費18節負担金補助及び交付金のうち農業施設維持管理負担金ですが、亘理土地改良区が維持管理を行う排水路について、堆積土砂の減少によりしゅんせつ費用の軽減が図られたため減額するものがございます。

18ページをお開き願います。

7款商工費1項商工費2目商工振興費のうち21節補償補填及び賠償金ですが、事業者が中小企業振興資金を利用する際、町が補給する保証料について、資金を借入れする事業者が当初の見込みを上回ったため、107万5,000円を増額するものがございます。

8款土木費2項道路橋梁費2目道路新設改良費のうち21節補償補填及び賠償金です

が、町道２路線において電柱の移設を見込んでおりましたが、関係機関と調整の結果、補償費が不要となったため減額するものであります。

８款土木費４項住宅費１目住宅管理費１８節負担金補助及び交付金のうち復興公営住宅譲渡処分支援金については、復興公営住宅の譲渡を進めるため入居者を支援するものですが、譲渡に至らなかったため減額するものでございます。

２４節積立金のうち町営住宅基金予算積立てですが、復興公営住宅の譲渡を計画していたものの譲渡に至らず、基金積立てを見込んでいた３，９７２万３，０００円が減額となり、また令和４年３月に発生した福島県沖地震被害に係る見舞金２，０００万円が交付され、これらを差引き１，９７２万３，０００円を減額するものでございます。

８款土木費６項都市計画費１目都市計画費のうち２２節補償金利子及び割引料ですが、つばめの杜地区において復興交付金で整備した分譲宅地１軒の売払いに伴い、国に対し４１５万６，０００円を返還するものでございます。

２１ページをお開き願います。

１０款教育費５項社会教育費８目社会教育施設計画費ですが、深山山麓少年の森拡張改修工事において、さきの議会全員協議会でご説明しましたとおり令和７年度における精算払いとしたため、１億１，８４２万６，０００円を減額するものでございます。

続きまして、歳入予算についてご説明いたしますが、歳出予算の減額に伴います国や県などからの負担金補助の減額等については、一部説明を省略しますことをご了承願います。

８ページにお戻りをお願いいたします。

１款町税１項町民税ですが、物価高騰対策としまして、昨年の第２回議会定例会において、個人住民税の減税についてご説明申し上げたところでございます。この際、減税額を最大で見積もっておりましたが、おおむね収納額が確定しましたことから、２，９５１万２，０００円を増額するものでございます。

１０款地方特例交付金１項地方特例交付金になります。

上段でご説明いたしました定額減税に伴う減収分につきましては国から特例交付金として交付されますが、収納額の補正に伴い、同額を減額するものでございます。

１１款地方交付税１項地方交付税ですが、今年度交付されます普通交付税の確定に伴い、９，７９９万円を増額しております。

１５款国庫支出金２項国庫補助金のうち１目総務費国庫補助金ですが、歳出の２款総務費及び３款民生費でご説明しました非課税世帯に対する給付金や定額減税調整給付金の財源として交付されるものであり、事業費の確定に伴い減額するものでございます。

４目土木費国庫補助金のうち２節住宅費補助金ですが、既存の町営住宅から復興公営住宅への入居者の移転により空き住宅が減少しましたことから、家賃低廉化事業補助金２，８４３万５，０００円を増額するものであります。

１０ページをお開き願います。

１７款財産収入１項財産運用収入ですが、財政調整基金をはじめとする１３本の基金について預金利子が確定したため、７０３万７，０００円を増額するものでございます。

１７款財産収入２項財産売払い収入ですが、つばめの杜地区における分譲宅地の売払いにより４７４万７，０００円を計上してございます。また、復興公営住宅の譲渡を計画しておりましたが、譲渡に至らなかったため３，９７２万３，０００円を減額してお

ります。

18 款寄附金 1 項寄附金ですが、財源充当しておりました各種事業費の減額に伴い、ふるさと納税寄附金 442 万 6,000 円を減額するものでございます。

19 款繰入金 2 項基金繰入金 1 目基金繰入金ですが、歳出に計上しております各種事業費の清算により、記載のとおりそれぞれの基金からの繰入金を整理し、2 億 4,225 万 2,000 円を減額するものでございます。このうち財政調整基金繰入金に関しましては 2 億 2,207 万 6,000 円を減額し、取崩し額の累計は 6 億 9,613 万 5,000 円となり、補正後の基金残高は 43 億 5,249 万 8,000 円となっております。

21 款諸収入 5 項雑入 1 目雑入についてご説明いたします。

12 ページをお開き願います。

新型コロナウイルス定期接種ワクチン確保事業助成金ですが、ワクチン接種者が見込みを下回ったため減額するものでございます。

自治法派遣職員負担金ですが、今年度石川県穴水町へ派遣している職員 1 名分の人件費となります。

3 目過年度収入になります。令和 3 年度町営住宅災害見舞金ですが、令和 4 年 3 月に発生しました福島県を震源とする地震により被災しました復興公営住宅のお見舞金として 2,000 万円を計上してございます。

22 款町債につきましては、後の町債の補正でご説明いたします。

続いて、繰越し明許費の補正についてご説明いたします。

4 ページにお戻りをお願いいたします。

まず、定住促進対策事業ですが、移住定住支援補助金について、年度内での交付が困難であるため、記載のとおり繰り越すものでございます。

次に、道路メンテナンス事業及び道路交通安全施設等整備事業ですが、国県補助金を有効に活用するため、委託料や工事請負費について、記載のとおり繰り越すものでございます。

災害公営住宅管理事業ですが、復興公営住宅において入居者が亡くなられたことにより、家財等を処分するため相続財産清算人の選任を進めておりますが、事業完了までに期間を要しますことから、令和 7 年度へ繰り越すものでございます。

最後に、地方債の補正についてご説明いたします。

5 ページをお開き願います。

まず、過疎対策事業債について、限度額を 1 億 3,680 万円減額し、4 億 6,630 万円としております。こちらは大條家茶室此君亭や深山山麓少年の森に係る工事費の減額等によるものでございます。

次に、緊急自然災害防止対策事業債ですが、限度額を 930 万円減額し、5,720 万円としております。こちらは河川改良事業費の減額によるものでございます。

なお、いずれの地方債に関しましても、起債の方法、利率や償還の方法については変更ございません。

以上で、議案第 20 号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

10番齋藤俊夫君の質疑を許します。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。14ページ、2款1項23目と24目、同じような趣旨でございますのであえて一括でお願いいたしますが、国の経済対策でしかるべき予算を措置したわけですが、残念なことに、この23、24合わせますと約2,500万円もの執行残、減額ということになったわけですが、当初それぞれどのくらいの世帯を見込んでの今回の実績といたしますかね、どういう状況になってるのか。

そして、またこういう傾向というのは、もしお分かりであれば、前回なんかと比べてどういう傾向にあるのかですね、併せて確認をしたいと思います。

保健福祉課長（齋藤 剛君）はい、議長。23節の住民税非課税世帯の関係でございますけれども、こちらにつきましては、昨年の6月議会のほうに補正予算として計上させていただきました。

計上した時期については、この部分については新たに住民税が非課税になる方、あとは均等割が非課税になる方ということで、税の申告状況を踏まえて計上したわけでございますけれども、最終的な税の確定っていうのは6月ということになりますので、それの前にですね、税情報で、まだ非課税かどうかまだ分からないような方もいらっしゃいましたので、そういったのを踏まえてちょっと世帯数が多くなっている状況でございます。

まず、住民税非課税世帯予算措置につきましては、250世帯を予算措置させていただきました。その後、この申請期間については8月22日から10月31日まで行いまして、住民税が確定した段階で該当になる方ですね、250世帯ございまして、その方に通知を発送しております。最終的に、10月31日までの期限内に申請していただけた方が184世帯と、失礼しました。もう一度、予算を確保したのが250世帯で、確定したのが215世帯、この方に通知を送っております。給付申請のあったのが184世帯というような状況でございました。通知を送った人と申請した人の割合を見るとですね、85.6パーセントの方に給付できたというような実績になってございます。

あと、均等割につきましては、同じように予算のほうでは150世帯、確定については93世帯、申請があった方については80世帯ということで、86.0パーセントの方が申請というような状況になっております。

これまでも経済対策をやってきておりまして、昨年度であれば90パーセントを超えるような方の申請状況でありましたけれども、今回ちょっとそこまで至らなかったというようなところではあります。

ただ、町としましては、申請期限が10月末でしたので、10月に入ってまだ未申請の方についてはですね、勧奨の通知を出しております。

定額減税につきましては、24目の定額減税ですね。そちらにつきましては、予算措置しておりますのが2,600人で、通知を出しておりますのが2,392人、給付をしておりますのが2,276人ということで、こちらについては95.2パーセントの給付率になってございます。

定額減税につきましては、確定申告でも受けられるような制度になっておりますので、こちらに、定額減税については、勧奨の通知は行っておりません。

以上、上の部分については以上となります。

議長（菊地康彦君）近年の状況と傾向を。

保健福祉課長（齋藤 剛君）はい、議長。傾向につきましては、先ほどちょっと申し上げたんですけれども、昨年度の非課税世帯の給付金ですと90パーセントをちょっと超えていたような状況だったのが、今回はちょっと85.6パーセントと86パーセントで、若干、勸奨は行ったものの、給付率は上がらなかったというような状況でございます。

議長（菊地康彦君）よろしいでしょうか。そのほかございませんか。

11番（岩佐孝子君）はい、議長。4ページです。繰越し明許なんですけど、2款の1項総務管理費の定住促進事業なんですけれども、8,000万、これの件数、そして内訳、子育てとかいろいろあると思うんですが、何件くらいあって、内訳についてお尋ねします。

子育て定住推進課長（佐藤睦美君）はい、議長。こちら定住の繰越し分ですが、繰越しの見込みといたしまして、全体として32件というふうなことで見込んでおります。

内訳といたしましては新築が24世帯、中古が8世帯、そのうち子育て世帯が17件、一般世帯のほうは6件、10件です。すみません。新婚子育て世帯で16件、一般世帯で6件ということで見込んでおります。

議長（菊地康彦君）意味分からない。もう一回、すみません。

子育て定住推進課長（佐藤睦美君）はい、議長。全体で32件というふうなことで見込んでおります。新婚子育て世帯といたしまして26件、一般世帯で6件ということで見込んでおります。

以上でございます。

議長（菊地康彦君）よろしいですか。そのほかございませんか。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。18ページの、違うな。19ページです。住宅費、8-4-1住宅管理費の中の18節負担金補助及び交付金の中の町営住宅除却移転補償金の増ということなんですけど、この事業のその計画、増えているということなんだけれども、要点としてね。その取組状況について伺います。

建設課長（山本勝也君）はい、議長。こちら、今年度から移転のほうを行い、行っていくか、のやつを始めまして、6月募集から、6月、9月、あと12月、3月ということで、3月分のところで増額が見込めるんじゃないかということで増額しているような形になります。約40件ぐらいは移転しているような感じになっております。

以上です。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。ですから、全体の計画だつていうね、その計画からしてどうなのかつていうふうな進捗状況というか取組状況。

この間の説明の中だと、残がね、19件とかつていう、残つて言うとなんだけれども、残っているのが19件というね、説明も受けている中での確認なんだけれども、そういうことでいいんだよね、この計画っていうのは。計画。

建設課長（山本勝也君）はい、議長。計画としましては、令和10年度までに全員が移転するというような形になっていますので、6割以上は進んでいるのかなというような形ではありません。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。令和10年ということで、ちょっと私も家に帰ってから確認すればいいんだけど、それでいいのかつていうかね、後のほうの19件、一日も早く、もろもろの計画に波及していくつていいですかね、もろもろつていうか、その辺はもう早く対応すべきだと。そして、そういう考えで進めているかと思うんだけど、それが今令和10年つて言われると、あと何年待たねくちやねえんですかつていう感じだけ

ども、町の考えとして。

というのは、ほかの残された住宅のね、対策等々も同時に進めていかなくちゃならない、これは大きな課題だと思うんです、町にとってもね。というふうに考えたときに、今の取組の状況でいいのすかっていうことなんですけれども、ちょっとその辺を提言しておいて、終わります。

議長（菊地康彦君）そのほか質疑ございませんか。

11番（岩佐孝子君）はい、議長。21ページ、10款6項ですね、そこの学校給食費のところなんです、1,220万の減額なんです、消耗品、これは多分材料費、食材費の、高騰しているにもかかわらず努力でこのくらいになったのかなというふうなところでもありますので、その辺確認したいと思います。

教育総務課長（伊藤和重君）はい、議長。食材費につきましては、減額理由については食材費、各学校で計画しています給食数に応じて材料費が余ったというか、その分が、不用額が出たということになります。

あと、高騰を見込んでいた額についても減額するということで、若干高騰した部分が、そこまで届かなかったということがあります。

以上でございます。

11番（岩佐孝子君）はい、議長。高騰っていう部分もあったんですが、カロリーの的にはもう問題はなかったというふうに受け止めていいのかなどうか。

教育総務課長（伊藤和重君）はい、議長。3月にですね、給食審議委員会のほうを開きまして、その中でも栄養素ですね、そこは充足されてるということを確認しておりますので、そこは問題ないと捉えております。

以上でございます。

11番（岩佐孝子君）はい、議長。無償化っていうふうになって、非常にいいなというふうに思っていますけれども、弁当日も結構多くなっているような気がするんですね。なので、その辺も、令和6年度は何日くらいを見込んでだったのか、その辺について確認をさせてください。

教育総務課長（伊藤和重君）はい、議長。すみません、弁当の日については、今手元のほうに資料はないんですけれども、実際の最高で、中学校だと175食っていうところだったんですけれども、学校で計画した給食数が166ということでした。

日数で、何日かは弁当が生じているということは確かにあるんですけれども、その中で計画的な弁当日ということになります。

以上でございます。

議長（菊地康彦君）そのほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから議案第20号令和6年度山元町一般会計補正予算（第6号）を採決

します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議案第20号は原案のとおり可決されました。

議長（菊地康彦君）日程第18．議案第21号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（齋藤 剛君）はい、議長。それでは、議案第21号令和6年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算第5号についてご説明申し上げます。

今回の補正の規模ですが、歳入歳出それぞれ584万4,000円を減額し、総額を17億8,196万2,000円とするものでございます。

議案書6ページをお開きください。

歳出予算からご説明いたします。

1款総務費1項総務管理費1目の一般管理費でございますが、電算システムの委託契約による請負差額分を減額しております。

次に、3款国民健康保険事業費納付金1目医療給付費分から3項の介護給付金分まででございますが、補助金等の交付決定に伴いまして、財源内訳の変更を行っております。

次に、5款保健事業費1項特定健康診査等事業費1目特定健康診査等事業費でございますが、特定健診、特定健診、失礼しました。特定保健指導業務委託及び健診受診自己負担金分の助成金について、実績見込みにより減額しております。

次に、7ページ、2項保健事業費1目疾病予防費でございますが、集団検診やヘルスチェックデーで利用している野菜摂取量を測定するベジメーターリース料を減額しております。当初、年間リースを予定しておりましたが、事業日を特定してリース契約することが可能となったことから変更したものでございます。

次に、6款基金積立金1項基金積立金1目財政調整基金積立金でございますが、財政調整基金に係る利子を積み立てるものでございます。

次に、8款諸支出金1項償還金利子及び還付加算金2目償還金でございますが、令和5年度の特定健康診査等の国県負担金の返還額が確定しましたので計上しております。

次に、5ページの歳入予算の補正額について説明いたします。

3款国庫支出金1項国庫補助金1目災害臨時特例補助金でございますが、国庫補助金額の確定により、原発避難者11世帯23名分の国民健康保険税及び窓口負担分の補助金を計上しております。

次に、3目社会保障税番号制度システム整備費補助金でございますが、マイナンバーカードと保険証の一体化利用促進に係る補助金が確定しましたので計上しております。

次に、5款財産収入1項財産運用収入1目利子及び配当金でございますが、財政調整基金に係る利子を計上しております。

次に、6款繰入金1項繰入金1目基金繰入金でございますが、国庫支出金及び一般会計繰入金の確定に伴い、基金取崩し額を115万1,000円としております。この結果、当初予算から基金繰入金の累計が8,826万円となり、補正後の基金残高見込額

は6,014万円になります。

次に、2目一般会計繰入金でございますが、保険基盤安定繰入金については、低所得者に対する保険税軽減分などの国県補助金等が確定しましたので減額しております。

その他一般会計繰入金については、国県からの補助金等の交付決定に基づきそれぞれ増減分を計上しております。

以上で、議案第21号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから議案第21号令和6年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議案第21号は原案のとおり可決されました。

議長（菊地康彦君）日程第19、議案第22号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（齋藤 剛君）はい、議長。続きまして、議案第22号令和6年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正の規模ですが、歳入歳出それぞれ53万7,000円を追加し、総額を2億3,302万4,000円とするものでございます。

それでは、議案書5ページをお開き願います。

歳入予算からご説明いたします。

3款繰入金1項一般会計繰入金2目の保険基盤安定繰入金でございますが、今年度の後期高齢者医療保険基盤安定負担金が交付決定されましたので、一般会計から53万7,000円を繰入れるものです。

次に、6ページの歳出予算についてご説明いたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金1項後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、歳入で説明しました後期高齢者医療保険基盤安定負担金を宮城県後期高齢者医療連合に納付するため、歳入と同額の53万7,000円を計上しております。

以上で、議案第22号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議 長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議 長（菊地康彦君）これから議案第 22 号令和 6 年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議案第 22 号は原案のとおり可決されました。

議 長（菊地康彦君）日程第 20. 議案第 23 号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（齋藤 剛君）はい、議長。議案第 23 号令和 6 年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）についてご説明申し上げます。

今回の補正の規模ですが、歳入歳出それぞれ 137 万 1,000 円を減額し、総額を 16 億 59 万 3,000 円とするものでございます。

議案書 8 ページをお開きください。

歳出予算から説明いたします。

2 款保険給付費 1 項介護サービス諸費 1 目居宅介護サービス給付費でございますが、補助金等の交付決定に伴い財源内訳の変更を行っております。

次に、6 項特定入所者介護サービス等費 2 目特定入所者介護予防サービス費でございますが、特定入所者介護予防サービスの利用があったことから、4 万円を計上しております。

次に、3 款地域支援事業費 1 項介護予防生活支援サービス事業費 1 目介護予防生活支援サービス事業費でございますが、訪問看護サービスの利用が伸びていることから増額しております。

次に、3 項包括的支援事業任意事業費 1 目包括的支援事業任意事業費でございますが、委託契約に伴う請負差額を計上しております。

次に、4 款基金積立金 1 項基金積立金 1 目の介護保険事業基金積立金でございますが、介護保険事業基金に係る利子を積み立てるものでございます。

次に、歳入予算の補正についてご説明いたします。

議案書のほう、5 ページをお開きください。

3 款国庫支出金から 5 款の県支出金でございますが、3 款 2 項 5 目の介護保険災害臨時特例補助金については、国庫補助金の確定により、原発避難者 3 世帯 8 名分の介護保険料及び介護サービス利用負担分の補助金を計上しております。

その他については、歳出に係る財源として国支払い基金及び県からそれぞれ負担割合

に応じて交付されるもので、特に今回の補正では、委託事業費で請負差額が発生していることから歳出を減額しておりますので、歳入においても合計で66万3,000円を減額しております。

次に、6款財産収入1項財産運用収入1目利子及び配当金でございますが、財政調整基金に係る利子を計上しております。

次に、7款繰入金1項繰入金1目基金繰入金でございますが、最終的な財源調整の結果として、基金の取崩し額を56万3,000円減額しております。この結果、当初予算からの基金繰入金の累計が8,760万4,000円となりまして、補正後の基金残高の見込額は2億8,947万円になります。

次に、2目一般会計繰入金でございますが、介護給付費繰入金については、介護給付費の増に伴う町負担分として5,000円の増、地域支援事業繰入金については、委託契約に伴う請負差額等の町負担分として35万3,000円を減額しております。

以上で、議案第23号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

3番遠藤龍之君の質疑を許します。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。6ページの繰入金、基金繰入金の減ということで結果述べられて、そして最終的に残が2億8,900万ということなんですが、この結果について、計画との関係、絡みですね、どう受け止めているか、その認識を伺います。

保健福祉課長（齋藤 剛君）はい、議長。基金繰入金につきましては、年度末と、年度末補正を組んだ上でですね、ある一定程度、見込みどおりというような状況ではあります。

ただ、介護保険事業につきましても、年度精算がございますので、最終的には6年度に入って精算を行いまして、それぞれ公金の部分では国支払い基金、あとは町の一般財源から負担割合に応じて精算することになりますので、決算を見て、その推移についても今後注視してまいりたいと考えております。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。そういうことを含めてこの計画っていうのを立てているんだべつけれども、その計画に対してどうなのかっていうね。いろいろ今のは、こういういろいろ動きがあって、その結果どうのっていうような説明のようなんだけれども、それらも含めたね、計画で、我々にほの説明して、3か年の計画ね、そのことによって引上げが、今回は介護については引上げをしないでまずそのままっていうふうなことで今の説明と、今後のことを考えると、もはやまたそのね、介護保険というのはまだそういう予定、計画立てなくてねえっていうね、時期にあつときに、やっぱりその辺少し、もっと正確にするとか、正確までいなくても、その辺の見通しはね、常に関心を持っていないんでないかなっていうふうに思うときに、やっぱりその計画で、5,000万だったら、いや、に対して、今は6,000万だとかね、すみません、今のは気にしねえで。だったり、そういう答えが欲しかったんですけども。

俺は少し多いんでねえかなと思つての、計画よりね、多く残ったんでないかなということでの確認なんですけど、そんな程度でいいです。多いか少ないか。

保健福祉課長（齋藤 剛君）はい、議長。今の段階では、計画よりも基金のほうは多いような状況と、私たちも捉えております。

基金につきましては、額が大きいこともあったんですけども、今後の高齢化率とか

を踏まえてですね、今第9期の介護保険事業計画スタートしていますけれども、10期、あとはそれ以降ということで、最終的には2045年の団塊ジュニア世代が後期高齢に行くのを踏まえた状況を見ながら計画を推進していくということで、考えての計画となっております。

以上でございます。

議長（菊地康彦君）そのほかございませんか。

2番（高橋眞理子君）はい、議長。8ページです。包括的支援事業なんですけど、3つの委託料が減となっておりますが、これについてはどのようにご説明いただけますか。お願いします。

保健福祉課長（齋藤 剛君）はい、議長。今回委託事業の請け差というようなことで減額しております。

こちらについては、地域包括支援センターの委託のほうを今年度から3年間行っておりまして、昨年度の予算の段階では、債務負担行為ということで、限度額をもって予算措置しておりますので、3か年分の入札を行った上で減額が生じているというようなことになっております。

一番上の生活支援体制整備事業業務委託料の減につきましては、包括支援センター部分と社会福祉協議会に委託しているものになります。

下の2つですね、包括支援センター、地域包括支援センター委託料の減と認知症地域支援ケア向上事業業務委託料の減については、これは地域包括支援センターと委託契約しているものになってございます。

議長（菊地康彦君）そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）これで質疑を終わります。

議長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから議案第23号令和6年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議案第23号は原案のとおり可決されました。

議長（菊地康彦君）日程第21．議案第24号を議題とします。

本案について説明を求めます。

上下水道事業所長（富樫 誠君）はい、議長。それでは、議案第24号令和6年度山元町水道事業会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

初めに、議案書の1、2ページをお開きください。

収益的支出について申し上げます。

1 款水道事業費 1 項営業費用 2 目配水及び給水費の 2 6 1 万円の減額は、決算見込額の確定に伴う委託料に係る差額の補正となっており、説明欄に記載のとおりであります。

4 目総係費の 2 6 6 万円の減額は、決算見込額の確定に伴う差額及び第 3 期包括的業務委託の受託者決定により引継ぎ費用が不用となったことによる委託料の補正となっており、説明欄に記載のとおりであります。

予算書の最初のページにお戻りください。

第 2 条、令和 6 年度山元町水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

支出、第 1 款水道事業費を 5 2 7 万円減額し、総額 3 億 9, 2 1 8 万 7, 0 0 0 円とするものであります。

以上で、議案第 2 4 号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議 長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議 長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議 長（菊地康彦君）これから議案第 2 4 号令和 6 年度山元町水道事業会計補正予算（第 4 号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議案第 2 4 号は原案のとおり可決されました。

議 長（菊地康彦君）日程第 2 2. 議案第 2 5 号を議題とします。

本案について説明を求めます。

上下水道事業所長（富樫 誠君）はい、議長。それでは、議案第 2 5 号令和 6 年度山元町下水道事業会計補正予算（第 3 号）についてご説明申し上げます。

初めに、議案書の 1、2 ページをお開きください。

収益的支出について申し上げます。

1 款下水道事業費 1 項営業費用 4 目総係費の 4 8 0 万 3, 0 0 0 円の減額は、決算見込額の確定に伴う差額及び第 3 期包括的業務委託の受託者決定により引継ぎ費用が不用となったことによる委託料の補正となっており、詳細は説明欄に記載のとおりであります。

次に、資本的収入について申し上げます。

1 款資本的収入 1 項企業債 1 目企業債の 1, 0 0 0 万円の減額は、下水道事業債を借

入れする委託料及び工事請負費の事業について、決算見込額の確定に伴い事業費が減額となったことによる補正となっております。

次に、資本的支出について申し上げます。

1 款資本的支出 1 項建設改良費 1 目拡張事業費の 2 9 0 万円の減額は、決算見込額の確定に伴う工事請負費に係る差額の補正となっており、詳細は説明欄に記載のとおりであります。

2 目施設整備費の 9 8 4 万 5, 0 0 0 円の減額は、決算見込額の確定に伴う委託料及び工事請負費に係る差額の補正となっており、詳細は説明欄に記載のとおりであります。

予算書の最初のページにお戻りください。

第 2 条、令和 6 年度山元町下水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

支出、第 1 款下水道事業費を 4 8 0 万 3, 0 0 0 円減額し、総額 4 億 9, 3 5 1 万円とするものであります。

第 3 条、予算第 4 条中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2 億 2, 2 4 2 万 8, 0 0 0 円を 2 億 1, 9 6 8 万 3, 0 0 0 円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 4 9 1 万 8, 0 0 0 円を 3 7 6 万 1, 0 0 0 円に、損益勘定留保資金等 2 億 1, 7 5 1 万円を 2 億 1, 5 9 2 万 2, 0 0 0 円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入、第 1 款資本的収入を 1, 0 0 0 万円減額し、総額 2 億 6, 5 9 8 万 1, 0 0 0 円とするものであります。

支出、第 1 款資本的支出を 1, 2 7 4 万 5, 0 0 0 円減額し、総額 4 億 8, 5 6 6 万 4, 0 0 0 円とするものであります。

第 4 条、予算第 6 条表中の下水道事業債の限度額を 1, 0 0 0 万円減額し、3, 0 0 0 万円とするものであります。

以上で、議案第 2 5 号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議 長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議 長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議 長（菊地康彦君）これから議案第 2 5 号令和 6 年度山元町下水道事業会計補正予算（第 3 号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議案第 2 5 号は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。再開は午後１時３０分、１３時３０分であります。
午後０時０６分 休 憩

午後１時３０分 再 開

議 長（菊地康彦君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長（菊地康彦君）日程第２３．同意第１号を議題とします。

本件について説明を求めます。町長橋元伸一君、登壇願います。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。同意第１号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明を申し上げます。

提案理由でございますが、現委員の菅野正彦氏は令和７年３月３１日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を教育委員として任命するに当たり、議会の同意を求めるため提案するものであります。

なお、任期につきましては令和１１年３月３１日までの４年間となりますが、小学校の再編や学力向上等に関して意見を賜るべく、引き続きのお願いを考えたものでございます。

何とぞご理解の上、ご同意賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議 長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議 長（菊地康彦君）これから討論を行うわけですが、本件は人事案件でありますので山元町議会先例９０番により討論を省略いたします。

議 長（菊地康彦君）これから同意第１号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本件はこれに同意することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

同意第１号は同意することに決定されました。

議 長（菊地康彦君）日程第２４．諮問第１号を議題とします。

本件について説明を求めます。町長橋元伸一君、登壇願います。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。諮問第１号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明をいたします。

提案理由でございますが、現委員の千石裕子氏が令和７年６月３０日をもって任期満了となりますが、引き続き同氏を法務大臣へ推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。

次ページに千石氏の略歴書をおつけしておりますが、経歴、人格からして適任と考えますので、ご理解の上、よろしくお願い申し上げます。

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから討論を行うわけですが、本件は人事案件でありますので山元町議会先例 90 番により討論を省略します。

議長（菊地康彦君）これから諮問第 1 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本件はこれに適任と答申したいと思います。ご異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

諮問第 1 号は適任と答申することに決定されました。

議長（菊地康彦君）日程第 25. 諮問第 2 号を議題とします。

本件について説明を求めます。町長橋元伸一君、登壇願います。

町長（橋元伸一君）はい、議長。諮問第 2 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明いたします。

提案理由でございますが、これまでご尽力いただきました現委員の菅野久美子氏は令和 7 年 6 月 30 日をもって任期満了となりますので、その後任者として、花釜区在住の遠藤小百合氏を法務大臣へ推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。

次ページに遠藤氏の略歴書をおつけしておりますが、経歴、人格からして適任と考えますので、ご理解の上、よろしくお願い申し上げます。

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから討論を行うわけですが、本件は人事案件でありますので山元町議会先例 90 番により討論を省略します。

議長（菊地康彦君）これから諮問第 2 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本件はこれに適任と答申したいと思います。ご異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

諮問第2号は適任と答申することに決定されました。

議長（菊地康彦君）日程第26．委発第1号を議題とします。

本案について説明を求めます。議会運営委員会委員長齋藤俊夫君、登壇願います。

議会運営委員会委員長（齋藤俊夫君）はい、議長。それでは、委発第1号山元町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定につきまして、別紙のとおり山元町議会会議規則第13条第3項の規定により提出いたします。

提案理由です。

地方自治法の一部改正により、議員に係る請負に関する規制の明確化及び緩和がなされたことに伴い、議員の請負の状況を公表することにより、請負の状況の透明性を確保し、議会運営の公正及び事務執行の適正を図るため提案するものです。

なお、詳細については別紙議案等をご参照いただきたいと思います。

山元町議会議長菊地康彦殿

令和7年3月19日

提出者 議会運営委員会委員長 齋藤俊夫

以上でございます。

議長（菊地康彦君）これから提出者に対する質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから委発第1号山元町議会議員の請負の状況の公表に関する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

委発第1号は原案のとおり可決されました。

議長（菊地康彦君）日程第27．委発第2号を議題とします。

本件について説明を求めます。議会運営委員会委員長齋藤俊夫君、登壇願います。

議会運営委員会委員長（齋藤俊夫君）はい、議長。それでは、議発第2号山元町議会委員会条例の一部を改正する条例につきまして、別紙のとおり山元町議会会議規則第13条第3項の規定により提出いたします。

提案理由です。

山元町課等設置条例の改正に伴い、常任委員会の所管する課名の追加、変更等の改正を行うため提案するものであります。

なお、詳細については別紙議案等をご参照いただきたいと思います。

山元町議会議長菊地康彦殿

令和7年3月19日

提出者 議会運営委員会委員長 齋藤俊夫

以上でございます。

議長（菊地康彦君）これから提出者に対する質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから委発第2号山元町議会委員会条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

委発第2号は原案のとおり可決されました。

議長（菊地康彦君）日程第28．委発第3号を議題とします。

本件について説明を求めます。議会運営委員会委員長齋藤俊夫君、登壇願います。

議会運営委員会委員長（齋藤俊夫君）はい、議長。それでは、委発第3号山元町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例につきまして、別紙のとおり、山元町議会会議規則第13条第3項の規定により提出いたします。

提案理由です。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されることから、所要の規定の整備のため提案するものであります。

なお、詳細については別紙議案等をご参照いただきたいと思います。

山元町議会議長菊地康彦殿

令和7年3月19日

提出者 議会運営委員会委員長 齋藤俊夫

以上でございます。

議長（菊地康彦君）これから提出者に対する質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議 長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議 長（菊地康彦君）これから委発第 3 号山元町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

委発第 3 号は原案のとおり可決されました。

議 長（菊地康彦君）日程第 29．議案第 26 号から日程第 34．議案第 31 号までの 6 件を一括議題とします。

議案第 26 号から議案第 31 号までにつきましては、3 月 7 日の予算審査特別委員会に付託し、3 月 17 日午後 4 時までの審査としておりましたが、審査が終了し、報告書が提出されましたので、委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長渡邊千恵美君、登壇願います。

予算審査特別委員会委員長（渡邊千恵美君）はい、議長。それでは、審査結果を報告いたします。

予算審査特別委員会審査報告書。

本委員会は、令和 7 年 3 月 7 日付で付託された議案 6 件、議案第 26 号令和 7 年度山元町一般会計予算、議案第 27 号令和 7 年度山元町国民健康保険事業特別会計予算、議案第 28 号令和 7 年度山元町後期高齢者医療特別会計予算、議案第 29 号令和 7 年度山元町介護保険事業特別会計予算、議案第 30 号令和 7 年度山元町水道事業会計予算、議案第 31 号令和 7 年度山元町下水道事業会計予算を審査した結果、これら全ての議案を原案どおり可決すべきものと決定したので、山元町議会会議規則第 76 条の規定により報告いたします。

山元町議委発第 11 号令和 7 年 3 月 17 日

山元町議会議長 菊地康彦殿

予算審査特別委員会委員長 渡邊千恵美

以上でございます。

議 長（菊地康彦君）これから委員長に対する質疑を行うところですが、予算審査特別委員会は議長を除く全員が所属しておりますので、質疑は山元町議会先例 84 番により省略します。

議 長（菊地康彦君）これから議案第 26 号の討論を行います。—— 討論はありませんか。（「議長、1 番」の声あり。）

まず、本案に反対者の発言を許します。1 番竹内和彦君、登壇願います。

1 番（竹内和彦君）はい、議長。それでは、議案第 26 号一般会計予算案について、反対の立場から討論いたします。

これまで幾度となく議論され、否決されてきました大地の塔へのトイレ設置予算3,000万円であります。

この大地の塔へのトイレ建設については、全く反対するものではありませんが、まずこの3,000万円という予算は、住宅1軒分に相当する予算であります。なぜそれほど予算をかける必要があるのでしょうか。もっと優先して行うべきことがたくさんあるはずです。

年間を通して、大地の塔への来場者は、3月の鎮魂の日とその前後ぐらいしかないと思いますが、既に震災から14年が経過しております。来場者は年々と減少しているのが実情であります。仮設トイレで十分賄えるのではないかと思います。

最小のコストで最大の効果を考えるならば、移動式のトイレカー等を導入することを提案いたします。経費は500万円から600万円程度で済むと思います。また、各種のイベントにも利用することができるはずです。夏のひまわり祭には、約8万人が来場するイベントであります。移動式のトイレであればこちらのイベントにも利用できるということであります。

そもそも、この場所には震災前から町のトイレがあったはずであります。震災後に五百数十万円をかけて修繕しました。それをいつの間にか撤去してしまった。〔35字削除〕そんなに必要ならば、なぜ壊したのか。

議長（菊地康彦君）竹内議員、個人名は避けていただきたいと思います。

1番（竹内和彦君）はい、議長。失礼しました。

それで、これまでここにあったトイレの建設費と震災後に修繕した費用、そしてそれを解体した費用、そしてこれまで様々かかった費用、そして今回建設する費用を含めれば、もう六千数百万ということになろうかと思います。なぜ、そこまでして大地の塔にトイレを建設しなければならないのか。非常に残念でなりません。

これから先の我が町の財政を考えるならば、人口減少というのはまだまだ続きます。税収が減少するということは、もう目に見えて明らかなはずであります。もっと優先すべき事案は、ほかにもっとあるというふうに思います。よって、今回議案第26号一般会計予算に対し反対するものであります。

以上です。

議長（菊地康彦君）竹内議員に申し上げます。発言中の個人名の取消しを求めたいと思います。

1番（竹内和彦君）はい、議長。それでは、先ほど発言しました個人名については取消しをしたと思います。

議長（菊地康彦君）次に、本案に賛成者の発言を許します。8番品堀栄洋君、登壇願います。

8番（品堀栄洋君）はい、議長。8番品堀です。令和7年度山元町一般会計予算の原案に賛成の立場で討論します。

町執行部が今回職員の、職員皆さんのマンパワーで熟慮を重ねた上で編成した新年度予算原案に計上されている全ての事業は、それぞれ新規か、継続か、また個別予算額の大小にかかわらず、そのいずれもが町の掲げる、町民が主人公のまちづくりにとって欠かせないものです。執行部の予算原案に修正が加えられてしまうことで町政が停滞し、町民の皆様の暮らしに支障を来す事態はあってはなりません。

特に、東日本大震災で犠牲になった方々を追悼する慰霊碑、大地の塔の敷地内に公衆トイレを設置する計画については、慰霊に通われているご遺族や、震災の記憶と教訓を

後世に継承するため語り部活動を行っている方々、被災地の視察を目的に遠方から町を訪れる方々など、多くの人たちが早期の公衆トイレの完成を待ち望んでいます。

近年の物価高騰、人件費高騰の影響で、トイレの整備費は、昨年の予算計上額から300万も増額になってしまいました。町議会は予算を増額させてしまったこの責任を、大変重く重く受け止めなくてはなりません。

東日本大震災で甚大な津波被害を受けた山元町にとって、犠牲者の慰霊碑、大地の塔は県南唯一の震災遺構である中浜小学校と同様に、後世に残すべき大切な公共施設です。

人口減少の中で、交流人口の拡大に寄与している主な公共施設としては、やまもと夢いちごの郷、中浜小学校、つばめの杜ひだまりホールなどが挙げられますが、そのいずれでも設置されているトイレの個室数は、残念ながら決して多いとは言えません。大型バスが到着した際やイベントが開催された際などは、トイレの前に行列ができてしまっている状況です。

東日本大震災の発生からはや14年がたちました。歳月を重ねるにつれて、高齢化が進むご遺族をはじめ、犠牲者のために手を合わせに訪れてくださる多くの方々が、いつでもどこでも安心して慰霊に来ることができる場所とするために、訪問者にとって最低限のアメニティー、快適性である公衆トイレの設置は、施設設置者として、町の重要な責務であると考えます。

以上によりまして、町の執行部が編成した令和7年度一般会計予算案を速やかに可決すべきものであると考えることから、原案に賛成の討論といたします。

議長（菊地康彦君）次に、ほかに反対討論の方はありますか。10番齋藤俊夫君、登壇願います。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。10番齋藤俊夫です。

議案第26号令和7年度山元町一般会計予算に対し、反対の立場から討論をいたします。

私は、かねてから本町を取り巻く環境、すなわち人口減少、少子高齢化が駆け足で進む人口問題、そして中長期的に大口の財政需要がめじろ押しとなる財政状況を見据え、子や孫など次世代にツケを回さない、身の丈に合った健全な財政運営を求めて、随所で警鐘を鳴らしてまいりました。そうした指摘に対して、町長は、町が置かれた状況を見据え、標準財政規模を意識した総量抑制、規模縮減や地方債の発行、借金の借入れ抑制などに鋭意努めると述べてまいりました。

しかし、そうした決意とは裏腹に、今回提案された令和7年度予算は、前年度当初予算を約4億円上回る84億円と、肥大化した予算となっています。また、僅か2か月前に説明された中期財政計画見通しの時点修正で見込んだ予算規模に対して、約3億円の乖離が生じております。これでは何のための財政見通しなのか。毎年、財政見通しの時点修正をする必要があるのか。町長は本当に予算査定機能を発揮されているのか。甚だ疑問であります。

例えば、震災遺構中浜小学校の適正な維持管理について、先般テレビでも、時を経て向き合う課題として取上げられましたが、6年度は230万円の歳入に対して1,300万円の歳出で、持ち出しが1,000万円。そして、新年度、7年度予算では2,900万円の歳出に対して1,000万円の歳入で、持ち出しが1,900万と。ここに来て900万も増えており、今後ますます適正な維持管理の在り方が問われます。

被災地として、震災遺構を通じて必要な役割を果たすことの重要性は、論を待たない

ところであります。しかば、どこまでの役割を果たすべきなのか、甚だ疑問であります。

しかも、震災遺構の維持管理費を増やす一方で、人口減少対策及び少子高齢化対策の最重要施策の一環として、制度発足以来大いに施策効果を発揮し、消滅可能性自治体からの脱却に貢献した移住定住支援補助金については8割程度に縮小するとの方針が示されており、当初予算の段階ではおおむね前年度並みとなっているものの、過去2か年度の最終予算となる1億円を下回ることが確実視されております。

また、4月施行の新補助制度では、転出抑制を図るため、町内居住者と新規転入者の補助額の差を縮小するとする見直し方針は、到底理解できるものではありません。これまで、新規転入で新築の場合の補助金を220万円から150万円に70万円減らす一方で、町内転居で新築の場合120万円に据置き、それぞれの補助金を150万と120万とし、その差額を今までの100万から30万円に圧縮することで転出する人を抑制できると説明していますが、どこに合理的な根拠があるのか、皆目見当が付きません。

もちろん転出抑制も大事ですが、最も大事なことは転入促進であります。これでは制度の改善ではなく、まるで改悪の典型であります。最重要施策とする移住定住支援補助金を減らしてまで震災遺構の維持管理経費を増やさなければならないのか、理解に苦しむ予算編成であると言わざるを得ません。

そして、大地の塔へのトイレ設置予算であります。基本的に、ここまでに至る中で、議会としての審議結果の重みをどのように捉えた提案なのか、これまた疑問であります。関係予算が2度にわたり否決され、請願が不採択となった重みを顧みず、3度目となるトイレ設置整備予算の提案は、議会制度を愚弄する行為ではないでしょうか。

そもそも、可否同数での2度の否決と請願不採択を招いた大きな原因は何点かありますが、これまでの具体の発言は差し控えますが、まさにいわくつきであります。そうした意味では、まるでスマートさと計画性が乏しいだけでなく、地方自治法の義務規定である最少の経費で最大の効果を上げることや、山元町議会基本条例に定められている政策形成過程に対する町長の説明責任、さらには公共施設のトータルコスト削減をうたっている山元町公共施設等総合管理計画等々の整合性が図られておりません。言わば、初めから合理的な説明責任がしっかり果たせる証拠、エビデンスに基づく施策提案には程遠く、ここに来て後づけの理由をるる並べ立てているにすぎません。

さきの鎮魂の日、町当局が確認した10時から16時までの6時間に大地の塔を訪れた来場者は、100人のボランティアを含め総勢320人であり、その中で、今回初めて設置した仮設トイレを利用したのは僅か20人強となっております。これに地元イベント等での利用を含めても、年間を通じた利用は限定的であることから、再三にわたり工事費の縮減や工法の見直し、レンタルトイレの活用、また災害時やイベントの際にも活用できるトイレカーの導入検討についても提案してまいりました。とりわけ移動式トイレカーについてはおおむね500万円で導入可能であり、それこそ平時には各種イベントを広くカバーすることが可能であり、災害時には避難所での利用に加え各地の災害支援にも有効であり、広く汎用性のある利活用が大いに期待されます。

しかしながら、このトイレ設置事案でいたずらに時間を費やすことは決して得策ではありませんが、地元の方々や町長の支持者でさえ難色を示しており、また大地の塔周辺の狹隘道路周辺にお住まいの方々からは、トイレよりも道路整備の優先を要望する声が

あります。

そうしたことを踏まえ、具体的な予算執行に当たっては、予算額3,000万円にこだわることなく、最少の費用で最大の効果を発揮することを前提に、また大口の財政需要がめじろ押しで財政逼迫が避けられないことを見据え、極力身の丈に合った廉価な設置費に納めるべきであります。それこそ、できるだけ多くの町民が理解・納得できる形で折り合いをつけるとしたら、500万ほどの予算執行で済むトイレカーの導入こそがまさに今の山元町に最もふさわしく、実に合理的な考え方であることを申し上げ、私の討論といたします。

議長（菊地康彦君）次に、本案に賛成者の発言を許します。4番丸子直樹君、登壇願います。

4番（丸子直樹君）はい、議長。議案26号令和7年度一般会計予算の賛成として、可決すべきものと考えて、賛成の意見として討論を述べさせていただきたいと思います。

先ほど同僚議員がおっしゃられていたトイレに関してなんですけれども、3,000万円は高過ぎるですとか、トレーラートイレ等々、移動式のトイレは安くつくれるですとか、そういうような意見がございましたが、これまで何度となく、何度となく予算に関しては説明を受けてきて、今まで、過去宮城県において、もしくは山元町においてあったとしても、トレーラートイレを設置されている場所というものはあまり確認したことがありません。それは、今まで、現在に、今まで、過去山元町が行ってきた、ほかの自治体が行ってきたことに関しても、移動式トイレを設置するというのが最善であるというような認識を持っていなかったからそういうような状況が起こっていると思っています。

震災の後にトレーラーハウスを寄贈していただいたことがありました。実際、今現状は、そのトレーラーハウスに関しては、昨年100万円相当の撤去費用を払って撤去しました。それは、耐用年数がもたなかったからです。

トレーラートイレ、実際稼働できる時間も短ければ、実際稼働させようとしたときでも、稼働させるために人員やそれ以外の費用がかかるものというふうに自分は認識しております。よって、大地の塔やそういう慰霊碑とか等々につけるのは非常に適さない。可動式ではなく常設のトイレを設置することが必要だと考えます。それは、過去山元町において常設トイレがつけられていた理由や、それ以外の自治体においてもそういう常設のトイレがつけられていたことから、そういう常設のトイレが必要だというのが一般的な考えで行われてきたんだと思います。

今回、移動式トイレをつくる。それはとても山元町の慰霊碑においては適さないことだと思います。常設のトイレではなく移動式のトイレをつくるのであれば、緊急事業としてその予算を組み込むべきだと思います。よって、トイレが原因であるというような文言があった一般会計予算の反対意見等々は、おかしいことだとは思いますが。

それ以外の部分において一般会計予算、委員会において可決すべきものと決まって意見が出されましたが、そこに関しての、その予算を可決すべきものに当たり、それ以外の否定的な意見はなかったと思います。とてもすばらしい予算だと思いますので、速やかな予算の執行に期待しています。

以上、賛成側の、一般会計予算の賛成の立場からの意見を終了したいと思います。

議長（菊地康彦君）ほかに反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）次に、本案に賛成者の発言を許します。2番高橋眞理子君、登壇願います。

2番（高橋眞理子君）はい、議長。議案26号令和7年度山元町一般会計予算にあります大地の塔へのトイレ設置整備に対して焦点を当て、賛成する立場から意見を申し述べます。

大地の塔へのトイレ設置整備は、これまで3回の審議の場で、私は3回とも、トイレ設置整備賛成の立場から、賛成の意見を表明してきました。今回も変わらず賛成の意を表します。

大地の塔は、東日本大震災で犠牲になられた町民などを追悼する場である震災慰霊碑であり、唯一無二の施設であります。元はJR山下駅の駅でありまして、トイレも設置されていましたが、津波による被害でその後取り壊されました。

震災から14年がたち、町はここまで復興し、被災した公共施設も再建されました。なのに、なぜトイレの再建がなされないのでしょうか。なぜトイレの設置だけなされていないのです。反対される理由というのは、何か思惑があるのではないかと、私は考えざるを得ません。

町執行部も十分に総力を挙げて検討し、議会全員協議会などでも我々は十分に説明を受けてまいりました。町内外の方たちからの要望書や、いつまで審議しているのだという町内外の方たちからの声が多数、私の耳には上がってきております。入ってきております。これは、もう早期に再建すべきです。

これで私の賛成討論は終わりでございます。

議長（菊地康彦君）ほかに反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）これで反対者の討論を終わります。

ほかに賛成者の討論はありませんか。11番岩佐孝子君、登壇願います。

11番（岩佐孝子君）はい、議長。ただいま提出されておりました議案第26号に賛成するものとして意見を述べさせていただきます。

情けないですね。3月11日、10時から4時、5時まで、そんなに多くの町民じゃなかった。そんな話が出ました。何人が来ているのか、そんなことも出ました。遺構中浜小学校を利用している人たちがどんどん減少している、そんな話をしてる方、足を運んだことはありますか。遺構中浜小学校に何人の方が足を運んでいますか。

昨日も、おとといも、多くの方々が中浜小学校へ足を運んで来てくださいました。そして、イチゴ狩り、夢いちごの郷、茶室などをご覧になり、仙台方面へ向かうとき、大地の塔へ寄り、そして手を合わせて行ってくれています。それは、この仙南の地域に遺構中浜小学校、そのルートにある慰霊碑大地の塔へ、山元町の方々も多く亡くなったんだね。私たちは防災教育のため、命を守るために、その勉強にきました。その場が遺構中浜小学校であり、慰霊碑大地の塔なんです。ただの観光ではありません。きちっと次の世代へ命をつなぐべく、そんなふうにして多くの方々が足を運んでくださっております。

何度となく説明不足とか、あそこに大きな金額をかけるべきではないというような声がありますけども、私は、慰霊碑大地の塔は、あの整備をする際に、全てを管理をすべきであった事業であったと思っております。県道拡幅の際にトイレを破壊、撤去し、再建すべきものであったにもかかわらず不履行してきたのはなぜでしょう。震災復興事業の一環とし、履行すべきものであったのではないのでしょうか。

執行部の説明責任がなされず、そんなこともおっしゃっていました。これまで何回聞きましたか。私は、何度となく地域の方々、そしてあの慰霊碑の前に来て手を手向ける方、あそこに刻んである方々の名前を見て、この方はねって、そんなところに来て、安心して用の足せるトイレ設置に何で賛成できないんでしょうか。心配で来られないっていう人もいますよ。

そして、あまりにも高額だ、五、六百万でできるであろう、そんな話もありました。何度となく引き合いに出される山下第一小学校のトイレ、事例としておりますけれども、あそこは、特定されていませんか。スポ少とかママさんバレーの方々が利用しているというふうに、利用者がある程度限定されていると私は聞いておりました。そして、公共トイレ設置基準には、人の集まる広場、駐車場入り口、そこは利用しやすく分かりやすい場所、または主要動線から誘導しやすい位置とするということで、安心して公衆便所が利用できるよう人目のあるところに設置するというふうにあります。

そして、公共施設とは何でしょうか。公共工事は社会インフラ整備、維持管理を目的として行われます。環境改善、生活の質の向上など、町民の生活を支えることを目的としております。

要らないよっていう声を聞いてきたとおっしゃる方がおりました。何人の方から聞きましたか。先月の坂元地区行政連絡協議会の席上で、早くつくってけろ、一日でも早くみんなが安心して行けるように整備してけろ、そんな声も聞きました。

高いよっておっしゃる方、今物価高騰なんです。同僚議員からも出ました。予算、去年よりも300万も多くなっています。落札するにもし切れないっていう業者さんも出てきています。

行政と町民が一体となり、そして少子高齢化を乗り切って、この町を、行ってみよう、住んでみよう、やっぱり来てよかったって思えるようなまちづくりのためにも、皆さんが安心して、ああ山元町のあの慰霊碑のところに行っても安心だね、トイレもあるね、できたねって、そう思えるような日を一日でも早く実現したいと思っています。

そういませんか、皆さん。町民の皆さん。ぜひみんなの声を結集し、一日でも早く、そしてこの町から去らざるを得なかった人たちが戻ってきてあそこで手を向ける、手を合わせることができる、そんな施設をつくっていきたいと思います。

私は、一日でも早い大地の塔へのトイレ設置に、そして今後ますます地域の方々がよかったねって思えるような、そんな予算を可決し、進んでいけたらいいなと思います。

そういうことからしても、この26号議案に賛成するものとして意見を述べました。

議長（菊地康彦君）ほかに賛成者の討論はありませんか。12番伊藤貞悦君、登壇願います。

12番（伊藤貞悦君）はい、議長。議案第26号令和7年度山元町一般会計予算において、原案に賛成の立場から討論いたします。

今定例会においては、議長を除く全議員で予算審査特別委員会を設置し、5日間にわたり関係課所室並びに各事務局より説明を受け、質疑を交わし、予算案について審査してきました。最終日には町長、副町長、教育長に対する質疑も実施し、予算に対する考え方や方針の確認もし、審査のまとめを各議員で協議いたしまして、可決すべきものとして決議され、先ほど特別委員会委員長から報告されております。この特別委員会で十分な審議と協議した内容をもって決議したことに、私は何も異議を唱えるものではありません。したがって、予算審査特別委員会の報告のとおり、議案第26号令和7年

度山元町一般会計予算は可決すべきものと判断し、原案に賛成しております。

同僚議員からいろいろな形で公の施設、特に大地の塔に対するトイレのことがありましたが、何度かこのことについては、私も含めて議論をしてまいりました。いろいろなご意見があり、何度となくこのことについて話し合いを持ってきましたが、町民の皆さんの声はどうか。私もじかに聞いております。いつまでそんなことやってんだと、そういうふうな声もあります。ただ、我々議員としては、いろいろな方の意見を聞いて、そのような考えの中にも、正しい見方もありますし、そうでない考え方も確かにあります。しかし、我々の議会、議会、議会としては、そろそろ一歩前に進んでいってもいいのではないかと考えております。

確かに3,000万円というふうな金額は大きい金額ではございますが、しかし、これまでのことを考えたら、つばめの杜の駅前や公園にもトイレがありますし、近頃少年の森のトイレ、それから坂元此君亭の茶室のトイレも非常に立派で、これからですね、やはり使う側にとっては申し分のない状況ではないかと思えます。

身の丈というのは、それぞれの丈の高さが違いますから、見方も感じ方も違ってきていると思いますが、これまで我々が認めてきたトイレと同じ程度のトイレはぜひつくっていくべきだというふうに考えております。

同僚議員の中には、少子化対策、それから排水対策を優先すべきだというふうなことです。もう何度も何度もこういうふうなことをやってきて、他の市町村の方から山元町はいつまで何をしてるんだというふうなことを言われぬように、我々も一歩前に進んでいきたいなというふうなことで、私は現在、原案に賛成する立場から討論をしております。

一歩、皆さんで協力して前に進んで、次の重要な町の施策を協議して、次の世代の若者や子供たちにバトンを渡せるような、そんな町をつくっていきたくて思っておりますので、私の意見に賛同していただき、前に進んでいきたいというふうにご協力をお願いをできればと思っております。

以上をもって、私の原案に賛成の立場からの討論とさせていただきます。

議長（菊地康彦君）ほかに賛成者の討論はありませんか。3番遠藤龍之君、登壇願います。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。私は、ただいま提案されております議案第26号令和7年度一般会計予算について、賛成の立場から討論を行います。

この間の、これまでの新年度予算に対し、反対の立場の方々のご意見を伺っておりますが、この新年度予算には学校給食費無償化事業、子育て支援事業、老人福祉対策事業費等々、町民の暮らしに直結する多くの施策が取上げられております。こうした新年度予算に、潰すわけにはまいりません。

この間の反対されている理由を見ますと、先ほど来のですね、もろもろの意見を取上げられています。財政の問題、あるいはもろもろの意見がありますが、述べられましたが、それらの理由についてはこの間も議論されており、十分反対する、それをもって反対する理由にはなっていないと私はまず考えています。

その中で、財政の問題もね、何回もこれまでも述べられておりますが財政問題、きちんと町執行部はですね、もろもろの資料をつくって、そして大きなけがのないように、これまでも取り組んでこられました。今も取り組んでいます。今これを言うのですね、いろいろ支障があるかと思いますが、まだまだ安定っていうか福々しいっていうわけで

はないんですが、まだ耐えられるような貯金ももって事業に取り組んでいます。今すぐ心配するところまで、心配はしたほうがいいんですが、それほどすぐにどうなるというような現状にはございません。それはちゃんとこれまでもこの事業計画、財政計画にも示されておりますし、そこは安心、今のところ安心できる状況にあるのではないかというふうに受け止めておるところであります。

それから町長の説明責任、これも問うておられましたが、町長、この件に関しても、この間もこれまで以上に議会の皆さんと、あるいは町民の皆さんとの議論の場、協議の場、説明の場をもって、同じことも何回も、あるものについてはですよ。説明してこられました、その都度ですね。という経緯もございます。ですから、説明責任に問題ありとすご意見にも、私は当たらないなというふうに受け止めております。

そうした中で、今もそれぞれの皆さんが挙げられておりましたトイレ設置の問題、トイレ設置についていろいろ考え方あるかと思いますが、その中でも大きく捉えてるのが事業費の問題です。この事業費の問題、設置費の問題にしても、この間の議論の中で、協議中で、説明の中で十分説明していただいています。先ほど来出ました慰霊碑、6年度の予算は2,700万、今年度残念ながら物価高騰でね、3,000万の予算、上げられましたが、少年の森は2,500万です。先ほど大條家茶室、これ1,500万。山一小、500万。先ほど山一小の話出ましたが、山一小は全く利用目的も違います。限定されています、お客さんもね。お客さんというか利用者もです。そして小学生は、普通、一般用です。障害者の方とかいろいろな人を対象にしたトイレとはなっていません。そういう中での500万。

あと、これも示したんですが、旧山下駅、壊した駅ですね。それは、平成9年です。平成9年に2,400万円。30年くらい前になんのかな。よく分かんないけれども。で、2,400万の事業費です。そして、同じく近くの元山二小の跡地、そこに設置費は1,500万です。これもね、平成11年です。1,500万ですよ。それから花釜の丘っていうんですか、あの丘のトイレが2,700万円。笠野の丘がこれまた1,700万円。つばめの杜中央公園は2,100万円。平成25年度ですね。同じく、同じ時期の山下駅前で2,100万等々の値段になっているんです。高いと言っておられる方がこの数字を見て、受けて、どのように考えるのか。それに対しての2,700万、3,000万です。

そして、そもそもこのトイレというのは、ああいう施設の中で、当然なくてはならない施設です。人が集まる場所、5人でも、10人でも、1人でも。公共施設ですからね。しかも、公共施設の中でも、先ほど来皆さんが強調されておるように慰霊碑です。という、また性格の違った、公共施設と言ってもですね、というところに建てる、あって当たり前。

そして、その前に、順番が逆なんです、そもそもあった施設なんです。何回も言うようにですね。あったものを、事情で。それは先ほど来ちょっとね、問題発言があったかと思うんですが、あれ県事業ですからね。県の拡幅事業の中で、そういう事態になった。ですから、もうその時点で、その時点で、壊したらその時点でつくり変えてもらわなくてはならないという代物で、代物でねえな、そういう施設なんです。

ということ等を考えれば、大地の塔のトイレ設置に問題があるということですね、それをつくらない、それに対して反対するというのは、もうこの間、そしてそういう議論は

いろいろ尽くしてきているのにもかかわらずいまだに反対ということは、私は議会人として、そういう考えには、一緒にできないというふうに思っています。

そして、何よりもということですよ、もうこの予算に対して、この予算に対して反対の理由は、私は、今回の予算に対してはないのではないかと。中身を見てみましてもですよ。そして、そしてっていうかね、同時にこの予算に対して反対を唱えるというのは、町民の皆さんの暮らしを壊す、壊すといえますかね。という中身になるんです。先ほど言いました子育て支援、学校給食、みんなから喜ばれている学校給食費の無償化問題、これもこの予算が通らなければ認められないんです。そういう事業は実現できないんです。ということを十分に理解してほしい、自覚してほしいです。

いろいろありますけれども、時間もかかりますから終わりにしますが、反対する理由について、これまでの数回にわたっての町長、執行部からの説明、そして今日の議論から、反対する理由については全く当たらないものと考えます。町民の暮らしに直接関わる予算を否定するという、町政、町民の暮らしに混乱をもたらすという状況を認めるわけにはいきません。

以上の理由から、私は令和7年度一般会計について賛成するものであります。

議長（菊地康彦君）ほかに賛成者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）これで討論を終わります。

議長（菊地康彦君）これから議案第26号令和7年度山元町一般会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（菊地康彦君）起立多数であります。

議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

どうぞ、おかけください。

この際、暫時休憩といたします。再開は2時50分かな。最後までやったほうがいい。もとい、すみません、暫時休憩まならぬということで、もうちょっとお付き合いください。

議長（菊地康彦君）これから議案第27号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから議案第27号令和7年度山元町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議案第２７号は委員長の報告のとおり可決されました。

議 長（菊地康彦君）これから議案第２８号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議 長（菊地康彦君）これから議案第２８号令和７年度山元町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議案第２８号は委員長の報告のとおり可決されました。

議 長（菊地康彦君）これから議案第２９号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議 長（菊地康彦君）これから議案第２９号令和７年度山元町介護保険事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議案第２９号は委員長の報告のとおり可決されました。

議 長（菊地康彦君）これから議案第３０号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議 長（菊地康彦君）これから議案第３０号令和７年度山元町水道事業会計予算を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議案第３０号は委員長の報告のとおり可決されました。

議 長（菊地康彦君）これから議案第 31 号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議 長（菊地康彦君）これから議案第 31 号令和 7 年度山元町下水道事業会計予算を採決します。
お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議案第 31 号は委員長の報告のとおり可決されました。

議 長（菊地康彦君）日程第 35. 閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から山元町議会会議規則第 74 条の規
定によりお手元に配付のとおり、継続調査の申出が提出されております。

お諮りします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調
査に付することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調
査に付すことに決定しました。

議 長（菊地康彦君）日程第 36. 委員会審査期限延期の件を議題とします。

議案第 5 号の審査については、総務民生常任委員会に審査を付託し、今会期中に審査
を完了するよう期限をつけましたが、総務民生常任委員長から、山元町議会会議規則第
45 条第 2 項の規定により、お手元に配付のとおり審査期限延長要求書が提出されてお
ります。

お諮りします。

総務民生常任委員会委員長からの要求のとおり、次回定例会、令和 7 年第 2 回山元町
議会定例会まで審査期限を延期することにしたいと思います。これにご異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

よって、総務民生常任委員会委員長からの要求のとおり、議案第 5 号山元町空家等の
適切な管理に関する条例の審査については、その審査期限を次回定例会、令和 7 年第 2
回山元町議会定例会まで審査期限を延期することに決定しました。

議 長（菊地康彦君）これで本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和 7 年第 1 回山元町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

午後 2 時 4 6 分 閉 会

上記会議の経過は、事務局長佐山 学の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____